

フェスト事件の最高裁判決に見る米国における均等論

- 均等論に関するわが国判決との比較 -



会員 来栖 和則

目次

1. はじめに
2. フェスト事件において米国の最高裁が判示した2つの事項
 - (1) 第1の判示事項
 - (2) 第2の判示事項
3. 均等論を適用する目的
4. 禁反言を適用する目的
5. 禁反言を生じさせる特許性に関する実質的理由
6. 特許権者の立証責任
 - (1) 第1の推定とその反証
 - (2) 第2の推定とその反証
7. 均等性の成立範囲
 - (1) 均等性の全体的成立と選択的成立
 - (2) 均等範囲の解釈基準
8. むすび

1. はじめに

2002年5月28日、米国の最高裁はフェスト事件において均等論に関する重大な判決を言い渡した。この判決に先立ち、原審の裁判所であるCAFCはそのフェスト事件において、禁反言を厳格にかつ完全に適用するコンプリート・バー・ルールに従い、クレーム中のある要素が減縮補正されればその要素については均等範囲を一切主張できないとする判決を下し、多くの米国実務家に均等論の実質的絶命という危機感を与えた。

しかしながら、最高裁は、禁反言を弾力的に適用する従来通りのフレキシブル・バー・ルールに従い、減縮補正によって意図的に放棄された範囲についてのみ均等範囲の主張が禁じられると判決し、多くの米国実務家を安心させた。

そこで、本稿においては、最高裁がフェスト事件において下した判決を通して米国における均等論を概観するとともに、わが国における均等論と比較する。

2. フェスト事件において米国の最高裁が判示した2つの事項

(1) 第1の判示事項

a. 内容

出願経過による禁反言は、先行技術回避のための補正のみならず、特許法上の要件を満足させるためになされたあらゆるクレーム補正に適用することができる。

b. 意義

米国の最高裁は、よく知られているように、フェスト事件に先行するワーナー・ジェンキンソン事件において、禁反言を生じさせる補正の種類に関して下記の見解を示したが、上記の判示事項は、その示された見解が最高裁によって確認されたという意義を有する。

ワーナー・ジェンキンソン事件以前においては、先行技術回避のための補正は禁反言を生じさせるが、記載不備解消のための補正は禁反言を生じさせないという考え方が支配的であった。しかし、ワーナー・ジェンキンソン事件において最高裁はその考え方を否定し、特許性に関連する実質的な理由のための補正が禁反言を生じさせるという見解を示した。この見解がこのフェスト事件においても確認されたのである。

さらに、フェスト事件においては、禁反言の成否は、補正の理由から自動的に決まる問題ではなく、特許範囲に対する補正の影響を考慮してはじめて決まる問題であることが明示された。

したがって、この判示事項は、さらに、禁反言の発生要件に関し、形式論から実質論への移行が確認されたという意義も有し、さらに、禁反言の成否を判断するルールの基本的方針が明確にされたという意義も有する。

(2) 第2の判示事項

a. 内容

出願経過による禁反言は、補正されたクレーム要素

にとってのあらゆる均等物を侵害品として追及する訴訟を禁ずるには及ばない。

b. 意義

放棄された主題を認定することを前提にし、その放棄された主題の範囲に応じて、均等範囲を主張することが禁じられる範囲を決めるという従来からのアプローチであるフレキシブル・バーに対し、CAFCは、禁反言が生じた場合には、禁反言を生じさせた補正が行われたクレーム要素について均等範囲を主張することを一切禁じるというコンプリート・バーの採用を主張した。

しかし、最高裁は、言語によって発明の本質を正確に表現するのに限界がある点と、禁反言についての既成概念および現存する特許権者の期待を尊重すべきである点と、特許権者が補正を行う際に補正後のクレーム範囲に関して持った意図がその均等範囲を一切放棄することに必ずしも一致しない点とに着目することにより、全体として、特許権者の保護をこれまでと同程度に確保することが妥当であるとして、コンプリート・バーの採用を拒否した。

したがって、今後、均等論による侵害の成否を判断する際には、補正により放棄された主題が何であるかについて当事者間の攻防が行われるとともに、将来の侵害訴訟に備えて、出願経過中に特許庁に対する表明を特許権者にとって有利な内的証拠となるように行うことが重要となる。

CAFCは、出願経過中に補正せずに意見書で主張した主題についても禁反言が生じると判示したが、この点については最高裁は何ら判断しなかった。しかし、主題の範囲を減縮する手段として、意見書での主張も補正と同様に機能する場合があることは否定できない。したがって、出願経過中に補正しなかったクレーム要素につき、意見書での主張を理由に、禁反言が生じる可能性があることを記憶すべきである。

3. 均等論を適用する目的

フェスト事件において最高裁は、均等論を適用する目的を述べた。その概要は以下のようである。

「言語によって発明の本質を正確に表現するには限界がある。このような言語の性質にもかかわらず、特

許範囲をクレームの文言通りに解釈したのでは、重要でなく本質的でもない変更によって侵害を回避しようとする模倣者から特許権者を保護することができない。特許権者の保護に欠けると、発明の奨励に対するインセンティブが減退する。

一方、特許範囲をクレームの文言範囲を超えて均等範囲まで及ぼさせることとした場合には、その均等範囲の不明確さが原因で、特許範囲の不確実性が増す。不確実性が増せば、それが原因で、第三者の既存市場への新規参入が敬遠される可能性がある。

しかし、特許法の目的に鑑みれば、特許範囲の不確実性が増すとしても、発明者の保護を厚くすべく、均等論により、クレームの文言範囲を越えた均等範囲まで特許による独占を発明者に認めるべきである。このことはワーナー・ジェンキンソン事件において確認された。」

このように、最高裁は、言語によって発明の本質を表現し得る限界に主に着目し、その限界にもかかわらず特許の価値を保護するために均等論が適用されると判示する。

これに対し、わが国の最高裁は、無限摺動用ボールスプライン軸受事件において、均等論を肯定する理由について次のように判示した。

「特許出願の際に将来のあらゆる侵害形態を予想して明細書の特許請求の範囲を記載することは極めて困難であり、相手方において特許請求の範囲に記載された構成の一部を特許出願後に明らかとなった物質・技術等に置き換えることによって、特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れることができるとすれば、社会一般の発明への意欲を減殺することとなり、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に反するばかりでなく、社会正義に反し、衡平の理念にもとる結果となる。」

このように、わが国の最高裁は、言語による発明表現の限界に着目する代わりに、第三者による侵害形態を特許権者が出願時に予想することが極めて困難であるという事実に着目し、そして、発明者の保護という私益よりむしろ産業発達という公益の増進を達成するために均等論を肯定する。さらに、最高裁は、社会正義の観点および衡平の理念からも均等論を肯定する。

ただし、最高裁は、出願時に予想することが容易であった侵害形態を実際には予想することなく特許権者

が特許請求の範囲を立案した場合については言及していないが、その侵害形態が含まれるように均等範囲を解釈して特許権者を救済することを保証することが妥当であると認識したとは解されない。出願時に容易に予想できる侵害形態については、特許請求の範囲に文言上包含されるように明細書を作成する義務がむしろ特許権者に課されているように見える。

4. 禁反言を適用する目的

フェスト事件において最高裁は、禁反言を適用する目的を述べた。その概要は以下のようである。

「発明者が、特許庁に対し、特許を取得するためにクレームを減縮し、それにより、主題を放棄した後、侵害訴訟において、その放棄された領域に、予見できなかった均等物が包含されると主張することを放置することは、特許を取得するために放棄した主題を侵害訴訟において取り戻す途を残すことを意味する。

しかし、発明者は、特許庁の見解に対してアピールによって不服を申し立てることなく、減縮補正をすることを決断した場合には、発明者は、特許された発明が原クレームほどには広くないことを容認したことを意味する。

したがって、出願経過中になした表明および補正から導かれる合理的な推論に発明者を拘束させることが、均等論の適用を制限すること、すなわち、禁反言を適用する目的である。」

米国においては、禁反言の適用範囲を決定するためのルールにつき、フレキシブル・バー・ルールとコンプリート・バー・ルールとの対立があった。

コンプリート・バー・ルールは、禁反言を生じさせた補正が行われたクレーム要素について均等範囲を主張することを一切禁じるルールである。このルールはまた、特許範囲の直解主義に依拠するとともに、その補正により放棄された範囲の有無を問わずに、その補正が行われた事実をもって自動的に禁反言を適用する自動適用ルールでもある。このルールによれば、特許範囲の確実性すなわち明瞭性が向上し、合法的な技術革新を促進するとともに、特許範囲の解釈にかかる裁判所の負担が軽減される。

このコンプリート・バー・ルールに対立するのがフレキシブル・バー・ルールであり、補正によって放棄された範囲の広狭に応じて、禁反言の適用範囲を弾力

的に伸縮させるルールである。最高裁は、均等論をこれまで一貫してフレキシブル・バー・ルールで適用してきた。

CAFCは、フレキシブル・バー・ルールというルールは、特許範囲の不確実性すなわち不明瞭性が増すという理由と、合法的な技術革新にブレーキをかけるという理由とにより、利用できないルールであると判断した。

しかし、最高裁は、「コンプリート・バー・ルールを採用することは、均等論についてのこれまでの歴史を無視することとなり、ひいては、フレキシブル・バー・ルールを信じてきた発明主体の期待を裏切ることになる。先行する判例法のもとでクレームを補正した発明者がすべての均等物を公衆に許可したことを知っていたとする理由は存在しない。万一知っていたら、発明者は、補正に代えて、特許拒絶に対してアピールしていたであろう。」と判示し、コンプリート・バー・ルールの採用を拒否した。

今回の最高裁判決により、フレキシブル・バー・ルールとコンプリート・バー・ルールとの対立に決着がつけられ、フレキシブル・バー・ルールが維持されることが明確にされた。

これに対し、わが国の最高裁は前記ボールスプライン軸受事件において次のように判示した。

「特許出願手続において出願人が特許請求の範囲から意識的に除外したなど、特許権者の側において、いったん特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか、または外形的にそのように解される行動をとったものについて、特許権者が後にこれと反する主張をすることは、禁反言の法理に照らし許されない。」

わが国の最高裁は、均等論の適用を阻却する法理として禁反言の法理を採用する理由を特記してはいない。また、わが国の最高裁は、禁反言の適用は、特定の均等物を特許範囲から放棄したという特許権者の意識を原因とする場合に限定されず、特許権者のそのような意識の有無を不可欠とせず、その特許権者の特定の行動を根拠として、第三者が、特許権者が特定の均等物を特許範囲から放棄したと合理的に解釈したことを原因とする場合もあることを明示している。

このことから、わが国の最高裁は、特許権は公示される独占権であることと、特許範囲を解釈するための法理として均等論が定着すると特許範囲の不確実性が

増加するが、その不確実性の増加をできる限り抑制することが、特許範囲を解釈しなければならない第三者の立場を尊重するために必要であることとを念頭において、禁反言の成否および適用範囲を認定することが妥当であると述べているように見える。

わが国の最高裁は、禁反言の適用についてフレキシブル・バーを採用するかコンプリート・バーを採用するかの問題については論じていない。わが国においては、コンプリート・バーという概念はもとよりフレキシブル・バーという概念すら未だ議論されていない段階であり、今後、そのような議論が開始される可能性があるにすぎない。ただし、コンプリート・バーを採用すれば、特許権者が自ら放棄した範囲より広い範囲において均等範囲が侵食されることになり、これは、禁反言のそもそもの目的に反することは米国のみならずわが国においても同様である。したがって、わが国においても、フレキシブル・バーによって禁反言の適用範囲が解釈されるのが妥当であると解する。

5. 禁反言を生じさせる特許性に関する実質的理由

米国の最高裁は前記ワナー・ジェンキンソン事件において、禁反言を生じさせる理由は特許性に実質的に関連する理由であると判示した。

これを踏まえて、最高裁はフェスト事件において、「主題を減縮する補正である限り、その補正が、先行技術回避を目的とするか、特許出願の形式に関する第112条への適合を目的とするかを問わず、禁反言が生ずるが、補正はしたがそれが純粋に表面的なものである場合には、その補正によって特許範囲が減縮されず、禁反言は生じない」と判示した。

最高裁は、さらに、フェスト事件において、発明者による補正の目的とその補正により放棄された主題との関係に及んだ。

具体的には最高裁は次のように判示した。

「発明者は、出願を補正することにより、その特許が原クレームほどには広範囲に及ばないことを容認するとみなされる。しかし、その補正によりクレームが記載上、均等物を考え出し得る者が存在しないほどに完全になるということにはならない。補正後には、補正前と同様に、用語が発明に完全には合致しないままである。減縮補正は、クレームされていないものが何であるかを示すかもしれないが、それにもかかわらず、

クレームされているものが何であるかを正確に表現することができないかもしれない。減縮補正を、その補正時に予見できなかった均等物を、その補正により放棄されたものが何であるかについての公正な解釈を超えて放棄するものとみなすべきであるとする理由は存在しない。発明の側面であって補正が行われた理由にほとんど関係しない側面について均等性を主張することを禁じる要請も存在しない。補正を行うことにより、発明者が急に、クレームの立案に際し、補正なしで特許が付与された発明者より大きな予見力を有するに至ったことが証明されることはない。補正によって証明されるのはせいぜい、発明者が広い用語と、それと狭い用語（補正された用語）との間の差異とをよく知っていたということである。そのため、補正されたクレームの文字通りの用語に特許権者を拘束する理由があるとすれば、それは、均等論を廃止してすべての特許権者を特許の文字通りの用語に拘束する理由に他ならない。」

6. 特許権者の立証責任

(1) 第1の推定とその反証

米国の最高裁判決によれば、特許性に関連する実質的理由のために補正が行われた場合には、その補正によって禁反言が生じると推定される。

この推定は特許権者の立証によって破ることができる。すなわち、その推定を破るために特許権者は、禁反言を生じさせる理由のための補正ではないことを立証する責任を負うのである。具体的には、特許権者は、補正を行った場合には、その補正が特許法上の要件を満足させるために行ったわけではないことや、その補正によってクレーム主題が減縮されないことを立証することになることが予想されるが、補正によってクレーム主題が文言上減縮された場合には、その補正の理由の如何を問わず、上記の推定を破ることはできないと予想される。この意味において、禁反言を生じさせる補正とは、結局、クレーム主題を文言上減縮させる補正を意味するように思われる。

(2) 第2の推定とその反証

米国の最高裁判決によれば、クレーム用語の作者として特許権者が補正によってクレームを減縮することを決断した場合には、その決断は、原クレームと補正

されたクレームとの間の領域を全体的に放棄したことを意味すると推定される可能性がある。

この推定も特許権者の立証によって破ることができる。すなわち、その推定を破るために特許権者は、侵害を主張している均等物が補正によって放棄されないことを立証する責任を負うのである。

最高裁は、この点に関し、次のように判示した。

「特許権者は、クレーム用語の作者として、容易に知られた均等物を包含するクレームを立案することを期待されるかもしれない。補正によってクレームを減縮するという特許権者の決断は、原クレームと補正されたクレームとの間における領域を全体的に放棄することを意味すると推定されるかもしれない。エキジビット・サプライ事件（「特許権者は、補正により、2つの文言間の差異を認識して強調するとともに、その差異として把握されるすべてのものを放棄すると公言した。」）しかし、特定の均等物が補正によって放棄されたと認め得ることが合理的でない場合がある。その均等物は出願時に予見できなかったものであるかもしれないし、そのような補正を行った理論的根拠 (rationale underlying the amendment) が、争点である均等物に対しそれを掠める関係 (a tangential relation) を有するにすぎないかもしれないし、または、争点である非本質的な代替手段 (insubstantial substitute) を記載しておくことを特許権者に期待することが合理的ではないと示唆する他の理由が存在するかもしれない。それらの場合、特許権者は、出願経過による禁反言によって均等性の認定が禁じられるという推定を破ることが可能である。」

この判示事項によれば、禁反言によって均等物の主張が禁じられるという推定に対して反論するために特許権者は次のことを立証しなければならない。すなわち、総括すれば、争点である非本質的な代替手段を記載しておくことを特許権者に期待することが合理的ではないと示唆する理由を特許権者が立証しなければならないのである。その立証しなければならない理由の具体例として最高裁は、

争点である均等物は出願時に予見できなかったという理由と、
補正を行った理論的根拠が争点である均等物とほとんど無関係であるという理由と、
他の理由と

を選択的に挙げている。

最高裁は、さらに、次のように続ける。

「よって、この推定は、別の名前をコンプリート・パーというものをまさに指すわけではない。むしろ、その推定は、特許の解釈はその文字通りのクレームで開始されなければならないとともに、出願経過はそのクレームの解釈にとって重要であるという事実を反映している。特許権者があえてクレームを減縮した場合には、裁判所は、補正された文章がこのルールを知ったうえで作成されたと推定するとともに、放棄された領域はクレームされている領域の均等物ではないと推定するかもしれない。しかし、その場合には、特許権者はそれでもなお、禁反言によって均等物の主張が禁じられるという推定に対して反論するかもしれない。特許権者は、侵害を主張されている均等物を文言上包含したであろうクレームを作成することを当業者に補正時に (at the time of the amendment) 期待することが合理的ではなかったことを立証しなければならない。」

この判示事項によれば、特許権者がクレームを減縮補正した結果、裁判所がその減縮補正によって放棄された領域はクレームされている領域の均等物ではないと推定した場合には、特許権者は、その推定を破るために、侵害を主張されている均等物を文言上包含したであろうクレームを作成することを当業者に補正時に期待することが合理的ではなかったことを立証しなければならない。このような立証が必要となる事例としては、その減縮補正を行った理論的根拠が争点である均等物とほとんど無関係であるとはいえない事例が想定される。

7. 均等性の成立範囲

(1) 均等性の全体的成立と選択的成立

米国の最高裁は、禁反言が生じない限り、特許発明を構成する複数の要素のすべてについて均等性の成立を認める。

これに対し、わが国の最高裁は、特許発明のうち本質的部分を除く部分についてのみ選択的に均等性の成立を認める。この点に関し、前記ポールスプライン軸受事件について最高裁が判決を下した後、東京地裁が徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤事件において次のように判示した。

「均等が成立するためには、特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品と異なる部分が特許発明の本質的部分ではないことを要するが、右にいう特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうちで、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的な部分、言い換えれば、右部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものと解するのが相当である。すなわち、特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にあるから、明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分が特許発明における本質的部分であると理解すべきであり、対象製品がそのような本質的部分において特許発明の構成と異なれば、もはや特許発明の実質的価値は及ばず、特許発明の構成と均等ということはできないと解するのが相当である。

そして、発明が各構成要件の有機的な結合により特定の作用効果を奏するものであることに照らせば、対象製品との相違が特許発明における本質的部分に係るものであるかどうかを判断するに当たっては、単に特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、特許発明を先行技術と対比して課題の解決手段における特徴的原理を確定した上で、対象製品の備える解決手段が特許発明における解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するものか、それともこれとは異なる原理に属するものかという点から、判断すべきものというべきである。」

このように、わが国においては、特許発明のうちの本質的部分については、均等範囲の成立が否定されるが、これは、特許発明のうちの本質的部分と均等な技術を実施する製品については、特許発明と同じ作用効果を奏する保証がなく、それにもかかわらずそのような製品が特許権を侵害すると判断したのでは、特許発明と同じ作用効果を奏しない製品までも特許権を侵害すると判断されてしまい、不当な均等範囲が成立してしまうからである。すなわち、特許発明のうちの本質的部分については均等範囲を否定することにより、特

許権を侵害すると判断される装置の範囲が不当にずれたり拡大したりすることを防止しているのである。

ただし、特許発明のうちの本質的部分と対象装置のうちの対応部分とが完全に同一でない限り対象装置が侵害を構成しないとする厳格な判断は強制されず、実質的に同一であれば対象装置が侵害を構成すると判断される余地を残している。

ここに、特許発明のうちの本質的部分は、形式的に認定するのではなく、実質的に、すなわち、原理との関係において認定するのであるから、結局、特許発明のうちの本質的部分と対象装置のうちの対応部分とが同一であるか否かの判断は、各部分が採用する原理同士を対比することによって行われることになる。すなわち、形式的すなわち表面的な同一性ではなく、実質的すなわち原理的な同一性が判断基準となるのである。

(2) 均等範囲の解釈基準

米国の最高裁によれば、言語の性質上、発明の内容を正確に表現したり、発明の新規性の範囲を正確に記述することはできないとされる。仮に、効率至上主義でもある直解主義のもと、特許の範囲を文字通りの用語で解釈すると、特許の価値は大きく減殺される。特定のクレーム要素についての重要でなくかつ本質的でもない置換によって特許は打破され得るし、その特許の発明者にとっての価値は、模倣という簡単な行為によって破壊され得る。したがって、均等論のもと、特許の範囲は、文字通りの用語に限定されるのではなく、記載されたクレームについてのすべての均等物を包含するように解釈される。そして、均等の範囲は、クレーム要素についての重要でなくかつ本質的でもない置換を包含するように画定される。

これに対し、わが国の最高裁は前記ボールスプライン軸受事件において均等範囲を置換可能性と置換容易性との組合せによって画定する。具体的には、特許発明のうち本質的でない部分を対象製品におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する範囲であって、かつ、このように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における当業者が、対象製品の製造等の時点において容易に想到することができた範囲が均等範囲として認定される。

均等範囲の解釈に際し、特許発明の目的および作用

効果という一見主観的な要素に着目することになるが、東京地裁は前記製剤事件において、特許発明の目的すなわち課題および特有の作用効果を公知技術との関係において客観的に認定しようとした。理想的には、特許発明の明細書中の記載に拘泥することなく、特許発明にとって直近の従来技術を発見して、それとの関係で特許発明の目的すなわち課題および特有の作用効果を認定することになるであろう。

しかし、実際には、明細書の記載は発明者の認識範囲を示すものであり、一方、均等範囲はその認識範囲を越えるための法理なのであるが、明細書の記載が全く無視されることにはならないと予想される。したがって、特許発明の目的を認定するプロセスから主観的な要素を完全に排除できるか否かは甚だ疑問である。そうすると、わが国において特許権者が将来広い均等範囲を効果的に主張できるようにしておくためには、出願時点において明細書を、将来において均等範囲の縮小を正当化してしまう根拠となるような記載が、少なくとも発明の目的および作用効果に関して存在しないように作成する努力が重要となる。

出願当初の明細書において発明の目的および作用効果を上位概念で記載しておけば、出願経過中における特許庁とのやりとりの際にも同様な注意を払うことを条件に、特許権者が将来の侵害訴訟等の紛争において均等範囲を自分に都合のよいように主張できる可能性が増すこととなる。

したがって、わが国において明細書は、均等範囲を縮小するための証拠にもなり得るし、拡張するための証拠にもなり得る。

8. むすび

米国の最高裁判決を考察すると、均等論を肯定する背景として、発明の本質が言語によってクレームに正確に表現されているとは限らないという前提、発明を具体的にかつ明確に明細書に記載しなければならないという法的要請、先に発明を完成させた者を優先的に保護する先発明主義のもとにおいてはその完成された発明の範囲をクレーム範囲と必ず一致するものとして認定することは不合理であるという認識などが連想される。また、発明は抽象的な思想であるため、それを表現する手段として言語を用いなければならない環境においては、その言語による表現の限界を補ってはじ

めて発明の範囲が認定されるべきであるということも背景にあるように感じられる。権利の安定性よりむしろ権利の実質的価値を優先しているように見える。

これに対し、わが国の最高裁判決を考察すると、均等論を肯定する背景としては、将来におけるあらゆる侵害形態を出願時に予想することが極めて困難な状況においても発明の保護に欠けることがないようにすることが必要であるという認識、特許範囲をクレームの文言範囲を越えて拡張するにしてもその限界を当該発明の解決課題および作用効果との関係において規定することとすれば、発明を明細書で特定して出願を先に行った者を優先的に保護する先願主義のもとにおいて後願者に不測の不利益を生じさせる事態には至らないという認識などが連想される。

また、わが国においては、均等範囲が、発明のうちの本質的部分には認められず、それを除く部分についてのみ認められる。そして、発明のうちの本質的部分に均等範囲を認めない理由として、認めるとそもそもの課題を解決することもそもそもの作用効果を奏することもできない対象装置までもが侵害を構成することになってしまうとされ、一方、発明のうちの非本質的部分に認められる均等範囲は、置換可能性と置換自明性との組合せによって規定される。この均等範囲は、米国におけるようにして非本質的変更の範囲という観点によって規定する場合と同程度の範囲となることが予想される。したがって、発明全体の均等範囲については、米国の方がわが国より広いことが予想される。

ただし、現実には、米国においても、1つの発明が本質的部分とそうでない部分とを含むように構成される場合があることが容易に予想され、しかも、そのような場合において、本質的部分と非本質的部分とを非本質的変更の範囲に関して互いに比較すれば、一般に、本質的部分についての非本質的変更の範囲の方が、非本質的部分についての非本質的変更の範囲より狭く解釈されることが容易に予想される。そうすると、たしかにわが国においては、米国におけるとは異なり、発明のうちの本質的部分については均等範囲が認められないことが明確にされているが、実質的には、米国とわが国とで均等範囲の広さがほとんど一致する傾向があるように思われる。

とはいえ、わが国においては、米国におけるのとは異なり、発明のうちの本質的部分については均等範囲

が認められないことが明確にされていることから、わが国においては、権利の実質的価値よりもむしろ権利の安定性およびクレームの公示機能を優先することを意図すると思われる。

このように、均等論を適用する理由についても均等範囲についても米国とわが国とで種々の相違点を有しており、非常に興味深い。ただし、それらの相違点の

うちの少なくともいくつかについては、両国における均等論を表面的に比較した結果を反映したものにすぎず、実質的には両国間における共通点として把握されるものであるかもしれない。いずれにしても、両国における均等論は相互に組み合わせられ、将来における具体的事例の解決理論に新たな展開を与えるかもしれない。
(原稿受領 2002.6.26)

バックナンバーのご案内

購読月号を明記の上、郵便振替(00170-0-0059868 日本弁理士会)、又は切手で代金をお送り下さい。
入金を確認次第、「パテント」をお送りします。
宛先: 日本弁理士会広報課パテント担当 1冊 735円(税込) + 送料 92円 = 827円

年	月号	バックナンバー内容	
1999 (H11)	1	特集《創刊の頃のpatent》	
	3	諸外国の状況	
	5	第6回知的所有権誌上研究発表会(研究発表の部)	
	6	弁理士の業務範囲に対する改正提言, 特集《均等論》	
	7	特集《インターネット》	
	8	特集《ソフトウェア》 第6回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)	
	9	特集《海外事情》	
	10	「最高裁ボリスブライン事件以後最初に均等が認められた判例」「特許翻訳文の短文化処理について」	
	11	「侵害訴訟における弁理士の役割と補佐人」	
	2000 (H12)	1	特集《意匠法・商標法の改正》(1)
		3	「クローズアップされる知的財産紛争」特集《意匠法・商標法の改正》(3)
4		特集《実務研鑽》	
6		特集《意匠法》	
7		「組成変化を伴う組成物発明の権利解釈」「国内優先権を主張した分割出願と脱法行為性」	
9		第7回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)	
2001 (H13)	1	「ソフトウェア関連特許の装置クレームと記録媒体との関係について」「称呼類似と觀念の関係」	
	2	特集《周辺法と弁理士の役割》	
	3	特集《海外事情》	
	6	特集《商標保護の各国事情 - 商標侵害に対する救済を中心として - 》	
	7	特集《TLO》(1)	
	9	特集《電子商取引》	
	10	特集《中間処理》	
	11	「『商標の使用』とネット上の商標権侵害」「仲裁センターパネル体験記」	
12	特集《著作権》		
2002 (H14)	3	特集《特許権の効力》	
	4	特集《米国特許法入門》	
	5	第9回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)	
	6	「弁理士の鑑定を得て行なった警告等における過失の有無が争点となった判例の概観」	
	7	特集《契約》	
8	第9回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)		